

教育職員免許法別表第3備考第8号の規定に 基づく指定「12年指定」に関する実施要領

1 「12年指定」の趣旨

教育職員免許法第9条の2において、「教育職員で、その有する免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。」とされており、二種免許状を所有するすべての教育職員に対し一種免許状取得の努力義務が課せられている。

二種免許状を有する者で正規の教員として任命又は雇用された日から起算して12年を経過した教員のうち希望者に対して、一種免許状取得のために必要な単位を修得することができる大学の課程、認定講習、通信教育等の指定を行い、3年という期限を設ける「12年指定」により、一種免許状取得の促進するものである。

2 対象者

平成元年4月1日以降に小学校、中学校、特別支援学校の小・中学部、中等教育学校の前期課程の正規の教員として任用又は雇用された者であって、採用時に二種免許状を有していた者のうち任用又は雇用された日から起算して12年を経過した教員。

3 12年の算定方法

起算日（正規の教員として任命又は雇用された日）から除算期間を除いて12年の経過日を決定する。

- (1) 12年の算定期間の起算日は平成元年4月1日以降に、教員として正規採用された日とし、臨時的任用、期限付き任用及び非常勤講師としての在職期間は含めない。
- (2) 異なる任命・雇用権者により複数回採用された場合の12年の算定期間の起算日は当該教員が最後に正規の教員として任用又は雇用された日とする。
- (3) 12年の算定期間には、心身の故障による休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で授与権者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休暇並びに育児休業の期間、指導主事又は社会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設並びに外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間は通算せずに除算する。

4 指定期間

経過日から起算して3年間とする。

5 指定内容等について

- (1) 修得することが必要な科目の種類及び単位数を確定し指定の時点で、一種免許状を修得することが可能な大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座又は通信教育を指定する。

- (2) 修得単位数については、奈良県教育職員免許取扱要綱(別表)に定める。
- (3) 「12年指定」を受けた者が、その指定にもかかわらず経過日から起算して3年を経過するまでに所要の単位数である10単位を修得せず、一種免許状を取得していない場合は、一種免許状取得のための最低修得単位数は大学において修得することを必要とする最低修得単位数に復元される。

6 勤務上の配慮等

任命・雇用権者及び服務監督権者は、指定を受けた者に対し単位修得が容易となるよう、可能な範囲で以下のような勤務上の配慮を行う。

- (1) 単位修得のため大学に通学する場合などに職務専念義務を免除する。
- (2) 該当免許を修得するために本県が開設する認定講習を希望する場合は、優先的に受講できるよう配慮する。

7 指定の申請および決定通知について

- (1) 指定を希望する者は、経過日の3月前までに「単位修得機関等の指定申請書」(様式1)を県教育委員会に提出する。
- (2) 県教育委員会は、指定を受ける前日までに「単位修得機関等の指定書」(様式2)により、必要な単位を修得できる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習会等の指定を行う。

8 附則

この実施要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和5年12月1日から施行する。